

補助金申請に当たってのQ&A

【2023.5.19現在】

1 事業全般について(複数事業にまたがる場合も含む。)	
Q1. 本補助金の各事業は、国立病院機構、国立大学法人及び独立行政法人等も補助対象となるのか。	
A. 全ての事業において国立病院機構、国立大学法人及び独立行政法人等も補助対象となります。	(2020/5/14)
Q2. (1)～(9)の事業について、交付決定前に契約・購入等した場合でも補助対象になるのか。	
A. 補助対象になります。(4)(7)の設備整備費補助事業及び(9)の入院受入体制確保費については、それぞれの事業のQAをご参照ください。 ただし、(7)は令和5年5月7日で終了、(9)は令和5年4月1日から補助対象となります。	(2023/5/19更新)
Q3. (2)～(3)の事業について、「医療従事者」にはどのような職種が含まれるのか。	
A. 新型コロナウイルス感染症患者等の対応を行う医療機関勤務職員です。(事務職等であっても新型コロナウイルス感染症患者等に直接対応を行う業務を担当している場合に対象とできます) ただし、(2)(3)は令和5年5月7日で終了となります。	(2023/5/19更新)
Q4. 本補助金にて整備した設備について、新型コロナウイルス感染症の終息後、廃棄する場合、財産処分の手続きが必要となるのか。	
A. 設備整備費の補助により調達した医療機器等については、厚生労働省告示により、6年の処分制限期間が定められています。よって、原則として、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄する場合は、国庫補助であるため、厚生労働大臣の承認が必要となります。 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更後においても、今後新型コロナウイルス感染症が再拡大することも考えられるため、本交付金で整備した設備は、財産処分を行うことなく維持されることが想定されています。なお、当該期間中において、本交付金の事業に影響を及ぼさない範囲で一時的に他の用途に使用する場合(一時的に一般診療で使用する場合等)は、財産処分に該当しないため、厚生労働大臣の承認は必要ありません。 また、外来対応に伴うプレハブの設置等、新型コロナウイルス感染症対策として緊急的・一時的に整備が必要であり、元々、新型コロナウイルス感染症の終息後に撤去及び廃棄することが予定されている場合は、交付の目的に反してはいるわけではないので、厚生労働大臣の承認を受けずに撤去及び廃棄することが可能です。 いずれにしても、元々、短期間で交付の目的を達成し処分することが予定されている設備については、購入ではなく、リースでの対応をご検討ください。 なお、財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付していただくこととなります。	(2023/5/19更新)
Q5. 事業実施に際し、実績額が既交付決定額を上回った場合に追加交付されるのか。	
A. 交付決定額を超えて補助金を支出することは、本補助金のみならず補助金の制度として対応できません。そのため、もし実績額が交付決定額を上回る見込みが生じた場合は、補助対象期間内の定められたスケジュールにおいて、変更交付申請をご提出いただき、交付決定額を変更する必要があります。	(2020/5/14)
Q6. 実施期間が6月30日までとあるが、国庫の実施期間と異なるのはなぜか。	
A. 都の予算計上の関係で令和5年4月1日から6月30日までの期間で区切っておりますが、国庫同様に9月30日まで実施する方向です。	(2023/5/19更新)

2 「(1) 病床確保支援事業」について

Q1. 対象施設にある「その他知事が特別に必要と認める医療機関」とはどのような施設か。

- A. 都からの依頼に基づいて、都からの入院調整に応じるために病床を確保し、東京都新型コロナウイルス感染者情報システム(MIST)を通じてその病床数を都に報告している医療機関のうち、他の対象施設にあたる登録等がない医療機関のことです。
 なお、入院調整に応じた実績がない医療機関は対象になりません。
 (都からの入院調整に応じるための確保病床数=東京都新型コロナウイルス感染者情報システム(MIST)に、その日応受できると報告している病床数)

(2022/7/15)

Q2. 東京都新型コロナウイルス感染者情報システム(MIST)には報告をせず、自院の外来に来院した疑い患者を一時的に(経過観察)入院させ、陽性となった場合は、他院に転院させているのだが、そのような取扱いをしている病床も補助対象となるのか。

- A. 新型コロナウイルス感染症患者等の、都からの入院調整に応じることができる病床として確保している病床が補助対象となるため、自院患者の経過観察入院のために確保している病床は補助対象にはなりません。

(2022/7/15)

Q3. 消毒等の実施者は誰か。また、その経費の「知事が必要と認める額」はいくらなのか。

- A. 職員による実施でも業務委託による実施でも、医療機関が「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて」(平成30年12月27日健感発1227第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)に準じて消毒等を行った場合、当該消毒等(消毒に係る廃棄も含む。)に要した額が補助対象となります。

(2020/5/14)

Q4. 新型コロナウイルス感染症患者を入院できるようにするため、個室管理できない等の理由で使用することができない病棟内の他の病床(例: 10床ある病棟のうち、4床を新型コロナウイルス感染症患者用としている場合に使用することができない残りの6床)は補助対象となるのか。

- A. 新型コロナウイルス感染症患者を受け入れるために休床とした場合は対象となります。なお、休止病床については、当該病床を休止する前の区分により病床確保料を適用します。
なお、令和5年5月8日以降は即応病床1床あたり休止病床は1床(ICU・HCU病床に場合は2床)までが補助対象となります。

(2023/5/19更新)

Q5. 基準額の区分の定義が判別しにくい。自院の確保している病床がどこに該当するか判断できない。
 【重点医療機関として運用している期間以外の場合】

- A. 基準額が97,000円/日の区分は、ICUの病床のみ認めることができます。その他の病床(HCU等)は認めることができません。
 基準額が41,000円/日の区分は、重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床を確保する場合に申請できます。軽症者のみを受け入れる病床は対象になりません。
 基準額が16,000円/日の区分は、上記以外です。

(2020/5/14)

Q6. 令和2年度、令和3年度または令和4年度に「特定機能病院と同程度に新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関」の要件を満たした医療機関の場合、令和5年度でも改めて同要件を満たさなければ、特定機能病院等の補助単価が適用できないのか。

- A. 令和2年4月以降に、体外式膜型人工肺による治療を行う患者が延べ3人以上の月又は人工呼吸器による治療を行う患者が延べ10人以上の月がある医療機関は、引き続き特定機能病院等の補助単価が適用できます。

(2023/5/19更新)

Q7. 院内感染によりクラスターが発生した場合、病床確保料の補助対象になるか。

- A. 病棟全体や病院全体で新型コロナ患者の治療を行い、実質的に重点医療機関の要件を満たす場合は、補助の対象となります。陽性患者を全員転院させている場合は対象外です。対象期間等個別に状況を確認しますので、クラスターが発生してしまった場合にはお問い合わせください。

(2020/5/14)

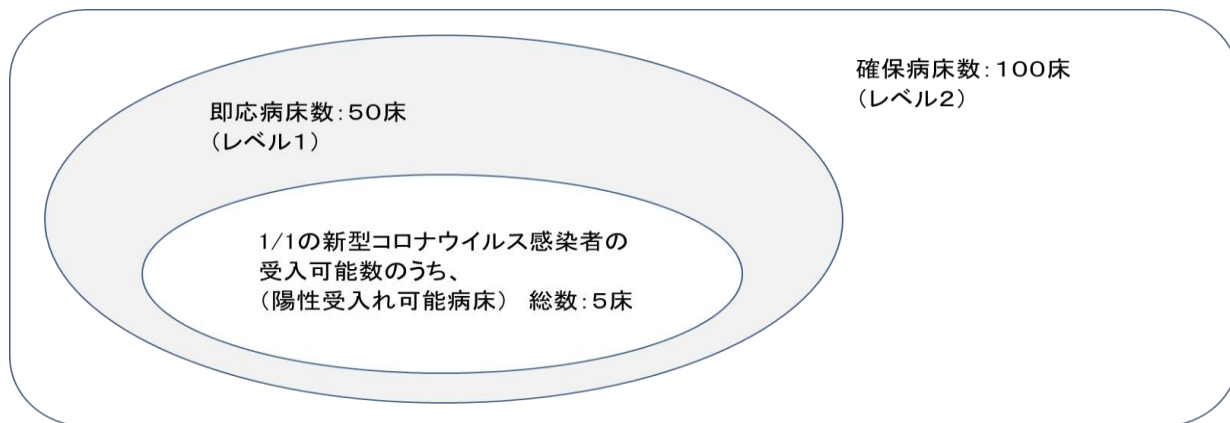
Q8. 即応病床と確保病床の定義は何か。

即応病床とは、現時点においてコロナ患者を受け入れられる病床数（都からの要請に応じ、準備病床からの切り替えが完了している病床数）です。※その日に受け入れられる人数ではありません。

A. 確保病床とは、受入要請があれば、患者受入を行うことについて、都と調整済みのレベル2における最大の病床数です。下記の例や図もご参照下さい。

ただし、令和5年5月8日以降はレベルの区分から、移行期間の確保病床登録数となります。

(例)それぞれのレベルの登録病床数が、レベル2の時に100床、レベル1の時に50床の病院について、現在(1月1日)レベル1だと仮定します。この病院が、仮に今日5人受け入れられる場合、東京都新型コロナウイルス感染者情報システム(MIST)には、受入可能な数を5床と入力していただきますが、その時点の即応病床数は50床となります。



(2023/5/19更新)

Q9. 即応病床使用率(前3ヶ月間)については、どのように算定するのか。

A. 以下の図の通りです。

	<算出時期>	<算出方法>	
即応病床 使用率	R4年1月	各医療機関の①と②の平均値	①R3年10月、11月 →毎週水曜日の即応病床使用率 ②R3年12月 →全日の即応病床使用率
	R4年2月	各医療機関の①と②の平均値	①R3年11月 →毎週水曜日の即応病床使用率 ②R3年12月、R4年1月 →全日の即応病床使用率
	R4年3月以降～	各医療機関のR3年12月～R4年2月の3ヶ月間の全日の即応病床使用率の平均値 (それ以降は順次直近3ヶ月の平均値)	

⇒算出された即応病床使用率を、同期間における都の即応病床使用率の平均値と比較。

都の平均値の7割に満たない場合、都交付要綱別表1の(2)病床確保料が適用。

(例)
都の即応病床使用率の平均値が50%の場合、即応病床率が35%未満の医療機関は、都交付要綱別表1の(2)病床確保料が適用。

ただし、令和5年5月8日以降、当該病床使用率による補助上限額の調整は廃止されます。

(2023/5/19更新)

Q10. 即応病床使用率(前3ヶ月間)の算出において、コロナ患者受入病床と疑い患者用病床は別々に分けて算出するのか。

A. 別々に分けて算出します。(それぞれ即応病床使用率の平均を算出します。)

ただし、令和5年5月8日以降、当該病床使用率による補助上限額の調整は廃止されます。

(2023/5/19更新)

Q11. 即応病床使用率の算出における疑い患者数とは何か。

A. 疑い患者数とは、都からの要請に基づき受入れている、新型コロナウイルスに感染している恐れがあると医師が認めた、入院医療が必要な患者(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項の疑似症の届け出がなされているものに限る。)の数とされています。

※新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム(HER-SYS)で疑似症の届出を出している患者数

ただし、令和5年5月8日以降、当該病床使用率による補助上限額の調整は廃止されます。

(2023/5/19更新)

補助金申請に当たってのQ&A

【2023.5.19現在】

Q12. 即応病床使用率(前3ヶ月間)は、いつ時点のデータで算定されるのか。

- A. 実績日の23:59時点のデータをもとに算定します。医療機関等情報支援システム(G-MIS)の入力時点と同じです。
 ただし、実績日の退院患者は、分子に含めます。
 算定の根拠となるデータについては、別途都が用意する様式にてご回答下さい。
 ただし、令和5年5月8日以降、当該病床使用率による補助上限額の調整は廃止されます。

(2023/5/19更新)

Q13. 即応病床使用率(前3ヶ月間)を計算する際に、小数点が発生する場合(48.5%等)は、端数処理(切り捨て等)を行うのか。

- A. 端数処理を行う必要はありません。質問のケースであれば、49%を下回っているものと判断します。
 ただし、令和5年5月8日以降、当該病床使用率による補助上限額の調整は廃止されます。

(2023/5/19更新)

Q14. 即応病床使用率は、病床確保レベルが切り替わると、即応病床数が異なるが、この場合、どのように即応病床使用率を算出するのか。(月の途中で病床確保レベルが切り替わった場合等)

- A. 病床確保レベルの切り替えのタイミングで分母となる即応病床数を変更し、即応病床使用率を算出します。なお、病床確保レベルが上がった場合は分母となる延べ即応病床数が増加しますが、分子となる延べ患者数も増加することが見込まれます。
 ただし、令和5年5月8日以降、当該病床使用率による補助上限額の調整は廃止されます。

(2023/5/19更新)

Q15. 即応病床1床に対して休止病床2床(ICU・HCUは4床)とする上限について、どのように休止病床の上限数を算定するのか。

- A. 休止病床の上限数の算定に当たっては、休止した病床の機能ではなく、即応病床にした病床の機能に応じて判断します。以下の図もご参照下さい。

即応病床の種類(機能)	休止病床の上限数
ICU・HCU	即応病床1床に対して休止病床は4床まで
その他	即応病床1床に対して休止病床は2床まで

※ 休止病床の機能ではなく、即応病床の機能で判断する。

ただし、令和5年5月8日以降は即応病床1床あたり休止病床は1床(ICU・HCU病床に場合は2床)までが補助対象となります。

(2023/5/19更新)

Q16. 病床確保レベルが切り替わる際の移行期間中、休止病床の上限数はどのように算定するのか。

- A. 移行期間中の即応病床1床に対して2床(ICU・HCUは4床)が休止病床の上限数となります。例えば、レベル2(一般病床20床)からレベル1(一般病床10床)に病床確保レベルが切り替える際、一般病床数を(20床)⇒15床⇒10床と段階的に移行する場合、それぞれ、(40床)⇒30床⇒20床が休止病床の上限数となります。
 ただし、令和5年5月8日以降は即応病床1床あたり休止病床は1床(ICU・HCU病床に場合は2床)までが補助対象となります。

(2023/5/19更新)

Q17. 病床確保料の補助単価は、どのように決まるのか。休止した病床の機能に応じて決まるのか。

- A. 病床確保料の補助単価は、従前の取り扱いと同じように、休止した病床の機能に応じて決まります。
 一方で、即応病床がHCUの場合であっても、実際に休止した病床が一般病床であれば、休止した病床分の病床確保料は、一般病床の区分による補助額となります。

(2022/1/1)

Q18. 重点医療機関以外の医療機関(その他の入院受入医療機関)の場合、即応病床として重症患者又は中等症患者用病床を確保した場合の休止病床の上限数は、ICU・HCUの上限または一般病床の上限のいずれが適用されるのか。

- A. ICU・HCUではないので、一般病床の上限を適用します。

(2022/1/1)

Q19. 「病床の機能と患者像に乖離があるなど地域の実情によりやむを得ないと都道府県が判断した場合」とは、他にどのような場合を想定しているのか。

- A. 特定の疾病(例えば、精神疾患、人工透析、小児などの患者)に特化した病床であったため、受入対象となる患者が少ない(いない)場合や、感染状況が都内の地域によって大きく差が生じることにより、都からの入院受入要請が少ない(ない)場合などを想定しています。
 ただし、令和5年5月8日以降、当該病床使用率による補助上限額の調整は廃止に伴い、本事項も廃止となります。

(2023/5/19更新)

補助金申請に当たってのQ&A

【2023.5.19現在】

Q20.	確保病床及び休床に新型コロナウイルス感染症患者以外の患者をやむを得ず受け入れた場合は、補助金の申請を行うことができるか。
A.	新型コロナウイルス感染症患者以外の患者を受け入れた分については申請から除外した上で、対象となる部分のみ算出されていれば、補助金の申請を行うことはできます。 ただし、常時、新型コロナウイルス感染症患者以外の患者を受け入れるために空けておくのであれば、都に報告の上、即応病床から外して下さい。 (2022/1/1)
Q21.	病床確保料の一部について、医療従事者の処遇改善に用いるとあるが、具体的にどのようなものを想定しているのか。
A.	給与のベースアップ、特別手当や一時金の支給等を想定しています。 (2022/1/1)
Q22.	新たに職員を雇用して現職員の負担軽減を図ることは、処遇改善とみなすことができるか。
A.	病床確保料の一部を活用して、新たに職員を雇用して現職員の負担軽減を図りつつ、現職員の賃金を維持すれば処遇改善とみなせるものと考えます。 (2022/1/1)
Q23.	病床確保料を使用することで、処遇改善として、特殊勤務手当を支払うことは可能か。
A.	可能です。ただし、都の医療従事者特殊勤務手当を含め、病床確保支援事業以外の補助金によって特殊勤務手当を申請する場合は、重複が生じるため、補助対象とすることはできません。 (2022/1/1)
Q24.	処遇改善について、対象者は誰になるか。
A.	対象職員は「新型コロナウイルス感染症患者等の対応を行う医療従事者」であり、看護師に限りません。 (2022/1/1)
Q25.	コロナ病棟内の冷蔵庫や飲料の整備等も処遇改善の一環として考えることができるか。
A.	備品の購入や設備整備については、処遇改善に含まれません。 (2022/1/1)
Q26.	すでに病床確保料の一部を用いて処遇改善を行っている場合、交付要件は満たしていると判断できるか。
A.	従来から病床確保料の一部を活用して処遇改善を行っている場合は、その改善の取組を継続していれば交付要件を満たすものと考えます。 (2022/1/1)
Q27.	すでに病床確保料以外の補助金等を用いて処遇改善を行っている場合、交付要件は満たしていると判断できるか。
A.	従来から都の医療従事者特殊勤務手当を含め、病床確保料以外の補助金等を活用して処遇改善を図っていた場合は、令和4年1月以降は病床確保料の一部を活用し、その改善の取組を継続すれば交付要件を満たします。 (2022/1/1)
Q28.	令和3年度補正予算において創設された看護職員等処遇改善事業を用いた処遇改善を、病床確保料の処遇改善とみなすことができるか。
A.	病床確保料の交付要件として、その一部を活用して処遇改善を図ることとしているため、看護職員等処遇改善事業による処遇改善のみでは、病床確保料の交付要件を満たしたことになりません。 (2022/1/1)
Q29.	患者が即応病床に入退院した日に診療報酬が支払われる場合、病床確保料は交付対象になるのでしょうか。
A.	病床確保料の支給対象期間は即応病床または休止病床に患者を受け入れていない期間となるため、入退院した日に診療報酬が支払われている場合は病床確保料の交付対象とはなりません。 なお、患者が院内でコロナ専用病棟から一般病棟へ転棟し、その患者が入院していた即応病床がその日中空床だった場合、診療報酬は転棟先の病床で算定されるため、転棟元である即応病床は病床確保料の補助対象となります。 (2022/11/11更新)

補助金申請に当たってのQ&A

【2023.5.19現在】

<p>Q30. 病床確保料による処遇改善について、特殊勤務手当を都補助基準額を超えて支給している場合、超過分に病床確保料の一部を用いることで補助条件を満たすと考えてよいか。</p>
<p>A. 令和4年1月以降も病床確保料の一部を用いて継続することで、新型コロナウイルス感染症患者等の対応を行う、医療従事者の処遇が改善されている場合は、病床確保料の補助条件を満たすと考えて差し支えございません。</p> <p style="text-align: right;">(2022/7/15)</p>
<p>Q31. 病床確保料による処遇改善について、病床確保料の補助条件を満たすために、どの程度の金額を処遇改善に充てる必要があるか。</p>
<p>A. 国から具体的な金額は示されていないので、医療機関ごとに適切な額を計上し処遇改善に取り組んでいただきたく存じます。</p> <p style="text-align: right;">(2022/7/15)</p>
<p>病床確保料の取扱いについて、診療報酬が支払われていない期間が対象とあるが、具体的な状況を確認したい。 <登録状況例> Q32. 即応病床:A病床、B病床及びC病床 休止病床:K病床 <具体的な状況> A病床に入院中の患者①が9時に退院し、B病床に新規患者②が13時に入院した</p>
<p>病床確保料の支払対象は、即応病床または休止病床に患者を受け入れていない期間(日)、診療報酬が支払われていない病床となります。 <帰結> A. A病床:患者①が退院したが、診療報酬は発生している ⇒ 病床確保料の対象にはならない B病床:患者②が入院したため、診療報酬が発生している ⇒ 病床確保料の対象にはならない C病床:終日空床であったため、診療報酬が発生していない ⇒ 病床確保料の対象になる ※休止病床は、あくまでも新型コロナウイルス感染症患者を受け入れるために休止している病床ですので、休床での受入は想定されておりません。満床でない場合に休止病床での受入れが可能な場合は、即応病床数及び休止病床数を見直す必要があります。</p> <p style="text-align: right;">(2022/7/15)</p>
<p>Q33. 新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて、即応病床数を変更することは可能か。また変更可能な場合、どのような手続きを取ればよいか。</p>
<p>A. 病床確保レベルごとに登録されている病床数の範囲内において、随時、即応病床数を変更することが可能です(毎日変更も可)。即応病床数の変更を行う場合は、原則として変更を行う前日までに「確保状況報告書(即応病床)」による報告を行ってください。なお、即応病床数の変更を行う場合の休止病床数の上限については、Q16で示されているとおりとなります。登録している休止病床数を超過して、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れるために休止とする病床が必要となる場合には、確保状況報告書の提出だけでなく、必ず事前にご相談ください。</p> <p style="text-align: right;">(2023/5/19更新)</p>

補助金申請に当たってのQ&A

【2023.5.19現在】

Q34.	令和4年10月以降の「協力医療機関の補助区分の廃止」とは、「協力医療機関」制度が廃止されるのではなく、病床確保料についてのみ補助区分が廃止となるということか。また、「感染対策向上加算2」など、協力医療機関であることが算定要件とされている診療報酬における取扱いに変更はあるのか。
A.	<p>病床確保料における補助区分は廃止されており、五類移行に伴い、協力医療機関の制度自体も廃止となります。なお、診療報酬上の取扱いについても、五類移行に伴い変更となっていますので、厚生労働省通知をご確認ください。</p> <p>参考:「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」にかかる疑義解釈資料の送付について(問3~5)</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/content/001088431.pdf</p> <p style="text-align: right;">(2023/5/19更新)</p>
Q35.	重点医療機関の施設要件として、「病棟単位で新型コロナウイルス感染症患者専用の病床確保を行っていること。」「看護体制の1単位をもって病棟として取り扱う。病棟単位の考え方は診療報酬上の考え方に依拠する。」とあるが、具体的にはどのような看護体制であれば、重点医療機関の要件を満たすか。
A.	<p>新型コロナ患者専用病棟またはゾーニング等を行うことで区切られた区画において、専ら新型コロナウイルス感染症患者等の対応を行うスタッフが専任である必要があります。</p> <p>なお、看護体制を明確にすることについては、同一日に同一の看護師が複数の病棟で重複して勤務していなければ、月のシフトでみると同一の看護師が複数の病棟で重複して勤務していても差し支えありません。</p> <p style="text-align: right;">(2022/11/1)</p>
Q36.	院内感染の発生により、自院内で新型コロナ患者を入院治療を行った際、日勤帯は看護体制を専任としていたが、夜勤帯は人材の確保の都合等により専任体制を取れなかった場合、みなし重点医療機関としての要件を満たすか。
A.	<p>自院の新型コロナ患者のみ受け入れることを前提とした、みなし重点医療機関については、日勤・夜勤帯問わず看護体制が専任である必要があるため、要件を満たしません。ただし、今般の感染症法の位置づけの変更に伴い、コロナ患者の入院医療について幅広い医療機関による通常の体制に移行していくため、院内感染が発生した後も積極的にコロナ患者を受け入れる医療機関については、実質的に本来の重点医療機関とみなし、夜勤帯の専任体制を不問とします。</p> <p style="text-align: right;">(2023/5/19更新)</p>
Q37.	院内感染の発生により重点医療機関とみなされた医療機関について、当該病床については即応病床使用率(前3ヶ月間)を用いた単価の対象外でよいか。また、病床確保料の一部を用いて医療従事者の処遇改善を行うこととされていますが、適用対象外でよいか。
A.	<p>当該病床については、即応病床使用率(前3ヶ月間)を用いた単価や、病床確保料の一部を用いた処遇改善の適用対象外となります。</p> <p style="text-align: right;">(2022/11/1)</p>
Q38.	重点医療機関として、専用病棟と専用病棟以外の病棟を有しているが、専用病棟にもその他医療機関の補助区分を適用することは可能か。
A.	<p>重点医療機関の専用病棟以外の病棟にその他医療機関の補助区分を適用することは可能ですが、専用病棟にその他医療機関の補助区分を適用することはできません。専用病棟を解除して一般患者の受入を行う場合は、重点医療機関以外の医療機関の補助区分を適用することができます。</p> <p style="text-align: right;">(2023/5/19更新)</p>

3 「(2) 医療従事者特殊勤務手当支援事業」について（令和5年5月7日まで対象）

Q1. 具体的にどのような医療機関が対象施設となるのか。

給与規程等により、医療従事者向けに特殊勤務手当が規定されている医療施設が対象となります。規程等には、支給対象とする職種・業務内容及びそれぞれの支給単価を明記してください（補助申請時に整備が間に合っていない場合でも、今後整備予定があれば申請することができます。）。

A. なお、実績報告時には、支給した実績が必要となりますので、少なくともそれまでには規程等を整備し、医療従事者に支給している必要があります。

(2020/5/14)

Q2. 交付要綱に記載されている「疑似症患者」は具体的にどのような患者か。

A. 濃厚接触者に典型的な臨床像を認め、病原体診断に時間がかかる場合等です。
詳しくは厚生労働省の「新型コロナウイルス感染症診療の手引き(最新版)」の症例定義をご確認ください。

<参考: 新型コロナウイルス感染症診療の手引き第9.0版>

<https://www.mhlw.go.jp/content/000936655.pdf>

(2023/5/19更新)

Q3. 疑似症患者のみを対応した日でも補助対象になるのか。

A. 都において診療実績が確認できる場合は、補助対象になります。

(2020/5/14)

Q4. 事務職員の適用範囲について、交付要綱別表2の「△」の意味はなにか。

A. 防護服を着用の上、直接患者に対応する等の危険を伴う業務を行った場合は補助対象となります。

(2020/5/14)

Q5. 他の運営費補助事業や手当事業の対象となる職員に対しては支給できるのか。

A. 運営費補助事業(人件費)や手当事業(救急医、産婦人科医向け)と重複する場合は、二重補助とならないように各補助事業に申請してください。

後に二重補助が発覚した場合は、当然、返還の対象となります。

(2020/5/14)

Q6. 直接雇用していない職員(派遣職員等)は支給の対象となるのか。

A. 直接雇用していない職員は支給の対象外です。

(2020/5/14)

Q7. 新型コロナウイルス感染症患者等の診察や治療を行ったかどうかにかかわらず出勤日を対象として特殊勤務手当を支給して良いか。

A. 新型コロナウイルス感染症患者等の診察や治療に携わった日数分のみが本事業の補助対象です。

(2020/5/14)

Q8. 特殊勤務手当を月額で支給した場合、補助対象となるのか。

A. 補助対象となります。
ただし、実際に新型コロナウイルス感染症患者等の診察や治療などに携わった日数分を補助対象として計上してください。

【例】月額の手当が4万円、新型コロナ患者等の診察や治療に携わった日数が5日の場合

補助対象金額 4万円 ÷ 5日 = 8,000円 > 補助基準額 5,000円

補助額 5,000円 × 5日 = 25,000円

(2020/5/14)

Q9. 日をまたいで勤務した場合、補助基準額はどのように考えたらよいか。

A. 補助基準額は、1人当たり5,000円/日であるため、業務開始日及び業務終了日にそれぞれ1回分支払う手当設定となっている場合は、各日5,000円の合計10,000円となります。

なお、日をまたぐ勤務の前後に他の勤務があった場合でも、補助基準額は、1人当たり5,000円/日で変わりありません。

(2020/11/2)

対象施設の要件の一つとして、「新型コロナウイルス感染症患者の入院医療を行う医療機関又は新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる患者の経過観察入院を行う医療機関」とあるが、院内感染の発生により、病棟全体や病院全体で新型コロナ患者の治療を行った場合等についても、その期間中は補助対象となるのか。

A. 院内感染の発生により、病棟全体や病院全体で新型コロナ患者の治療を行った場合等についても、交付要綱上の補助条件を満たすことを確認できる場合は補助対象になります。

(2022/11/1)

補助金申請に当たってのQ&A

【2023.5.19現在】

4 「(3) 医療従事者宿泊先確保支援事業」について(令和5年5月7日まで対象)	
Q1.	<p>平時から、夜勤者等の宿泊用としてホテル・アパート等の民間宿泊施設を確保していた。この場合、本事業の補助対象となるのか。</p> <p>A. 補助対象となります。 ただし、本事業に該当し実際に利用した日数分を補助対象として計上してください。 【例・6月の場合(日数30日)】月額賃料:30万円、補助対象(利用)日数:9日 補助対象金額 30万円 ÷ 30日 × 9日 = 9万円</p> <p style="text-align: right;">(2020/5/14)</p>
Q2.	<p>職員が個人でホテルに宿泊した場合(職員本人が立て替え、後から病院が補填する場合も含む。)、本事業の補助対象となるのか。</p> <p>A. 医療機関があらかじめ契約等により宿泊先を指定する場合は補助対象とすることができます。なお、病院が補填等したことがわかるものが必要となります。</p> <p style="text-align: right;">(2020/5/14)</p>
Q3.	<p>病院所有の宿泊が可能な施設がある場合(職員寮を含む。)、本事業の補助対象となるのか。</p> <p>A. 本件のような場合、補助対象とすることができません。</p> <p style="text-align: right;">(2020/5/14)</p>
Q4.	<p>宿泊させる医療従事者には、何か条件があるのか。</p> <p>A. 医療従事者が新型コロナウイルス感染症患者の対応のため業務が深夜に及んだ場合、若しくは基礎疾患を有する家族等と同居しており帰宅することが困難である場合等に限られます。</p> <p style="text-align: right;">(2020/5/14)</p>
Q5.	<p>ホテル宿泊の場合において、宿泊先ホテルの規定時間前のチェックイン、以降のチェックアウトの場合に生じた追加宿泊料は補助の対象となるのか。</p> <p>A. 原則として対象になりません。</p> <p style="text-align: right;">(2020/5/14)</p>
Q6.	<p>「入院医療機関事業継続支援事業」について、対象となる「従事職員」を知りたい。</p> <p>A. 入院患者に対し直接的、あるいは間接的にサービスを提供している職員が対象であり、一般的な受付事務等を行う事務職員等は対象外となります。※直接雇用の職員のみが対象です。 (具体例) 直接的なサービス…診療、介護及び生活援助等に従事している職員 間接的なサービス…食事調理、医療機関の清掃等に従事している職員</p> <p style="text-align: right;">(2022/7/15)</p>

5 「(4) 医療施設施設・設備整備費補助事業」について	
Q1.	実施要綱第3条(4)イ(ア)に「『東京都感染症診療協力医療機関設置・運営要綱』(平成20年3月4日19福保健感第673号)に基づき知事が指定する感染症診療協力医療機関であること。」と記載されているが、本補助金を申請するために、今から感染症診療協力医療機関に加わることは可能か。
A.	可能です。別途、指定に向けた手続きをご案内する必要がありますので、個別にお問い合わせください(指定については03-5320-4543まで)。 (2020/5/14)
Q2.	対象経費について、交換部品等は補助対象になるのか。
A.	整備した設備について、ランニングコストは補助対象外です。 (2020/5/14)
Q3.	対象経費(5)の「個人防護具」にはどのようなものが含まれるか。
A.	個人防護具にはマスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド等が該当します。 (2020/5/14)
Q4.	対象経費の設備を購入する場合はどれでも補助を受けられるのか。
A.	補助を受けられるかどうかは、「外来」を行っているか、「入院」を行っているかで申請できる設備が異なりますので、交付要綱(別表)にある「事業者別申請可能機器一覧」をご参照ください。 (2020/5/14)
Q5.	機器をリースした場合でも補助を受けられるのか。
A.	補助対象となります。 その場合の設置に伴う工事等は、機器の補助基準額の範囲内において、補助対象となります。 (2020/5/14)
Q6.	移動式の検査車両は対象経費(9)の「簡易診察室」、(10)の「簡易病室」に含まれるか。
A.	簡易診察室・簡易病室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療又は入院医療を提供するものをいうので、この条件に合致すれば検査車両も含まれます。なお、緊急的・一時的に整備が必要となることが想定されますので、購入ではなく、リースでの対応を検討してください。 (2020/5/14)
Q7.	対象経費(5)の「個人防護具」は一人当たりの単価となっているが、これは患者一人当たりか、医療従事者一人当たりか。また、どのように積算したらよいかわかりにくい。
A.	新型コロナウイルス感染症患者等の診察や治療に携わる医療従事者一人当たりの単価です。 また、「個人防護具」はQ3で示したように様々なものから成り立っており、その消費の度合いも異なりますので、これらのものをどのような割合でどれだけの数量を整備したかは問わず、一人当たり3,600円を上限として補助します。 積算に当たっては、医療従事者に個人防護具を整備するために必要な経費総額をベースに、医療従事者一人当たりの単価を平均で算出する等により、単価を積算してください。 なお、購入内容や実績を確認しないというわけではなく、実績額の確定に際しては、購入品目・経費の内訳や総額が分かる証憑書類が必要となりますので、あらかじめご注意ください。 (2020/5/14)

補助金申請に当たってのQ&A

【2023.5.19現在】

<p>Q8. 実施要綱第3条(4)イ(イ)に記載されている「重症患者」は具体的にどのような患者か。</p> <p>A. ICUに入室する症状・程度の患者、人工呼吸器・ECMOの装着が必要な患者を想定しています。詳しくは厚生労働省の「新型コロナウイルス感染症診療の手引き(最新版)」の重症度分類をご確認ください。</p> <p><参考: 新型コロナウイルス感染症診療の手引き第9.0版></p> <p>https://www.mhlw.go.jp/content/000936655.pdf</p> <p style="text-align: right;">(2023/5/19更新)</p>
<p>Q9. 医療機器を購入する場合、入札をしなければならない等の購入方法に関する制限はあるか。</p> <p>A. 購入予定価格が160万円を超える場合は原則として入札を行っていただく必要があります。なお、本事業の実施期間が終了し、都が補助金額を確定した後においても、現地調査等により補助金の適正利用が認められない場合(市場価格より高い価格での購入などが疑われる場合等)、補助金返還対象となり得るのでご注意ください。</p> <p style="text-align: right;">(2020/5/14)</p>
<p>Q10. 令和2年度から4年度にも同事業の補助を受けているが申請は可能か。</p> <p>A. 原則として、新規に重症患者の入院受入病床登録があった病院が補助対象です。設備整備費の補助により調達した医療機器等については、長期的(処分年限6年)に使用できることが前提となっているため、令和2年度から4年度に補助を行った病院については、令和5年度に新たに発生した事由により整備が必要となる場合に、補助対象となり得ます。</p> <p>なお、補助対象となる費用は令和5年度の費用です。令和2年度から4年度にリースで対応し、令和5年度もリースを継続しなければ診療体制が確保できない設備については、令和5年度の補助対象として差し支えありません。</p> <p style="text-align: right;">(2023/5/19更新)</p>
<p>Q11. 内示を受けた物品について、いつまでに納品する必要があるか。</p> <p>A. 補助対象となる物品は令和5年8月31日までに納品していただく必要があります。つまり、令和5年8月31日を超えて納品された物品は補助対象外となりますのでご注意ください。また、事業期間内の設備整備であれば、内示前に購入いただいても差し支えありませんが、補助対象となるか否かの可否は、都の審査を経て決定となります。なお、リース費用及び運用終了した簡易診療室に係る原状回復費用については、事業期間の9月30日までが補助対象期間となります。</p> <p style="text-align: right;">(2023/5/19更新)</p>
<p>Q12. 東京都新型コロナウイルス感染者情報システム(MIST)上に受入可能病床数等の入力があるが、どのような内容を指すか。</p> <p>A. MISTにて、「医療機関情報」「陽性者の受入可能条件」「当日受入可能数」等を更新いただくことを指します。毎日10時までに当日受入可能数等を更新いただくことで、入院調整ポータル上で外来対応医療機関等に公開されます。</p> <p style="text-align: right;">(2023/5/19更新)</p>
<p>Q13. 新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた実績があることが条件とあるが、申請時点で実績が無い場合は対象外となるのか。</p> <p>A. 申請時点で新型コロナウイルス感染症患者の入院受入実績が無い場合でも、今後受入を行うために設備整備を行う医療機関については申請対象となります。ただし、申請から令和5年9月30日までの間で、入院受入の実績が無い場合については補助の対象外となりますので、積極的な受入をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">(2023/5/19更新)</p>
<p>Q14. 医療機関等情報支援システム(G-MIS)上に受入実績の入力を行うこととあるが、どのような内容を指すか。</p> <p>A. G-MIS内における「新型コロナウイルス感染患者の入退院情報」の項目を更新することを指します。入院患者数等は日々更新していただきますようお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">(2023/5/19更新)</p>

補助金申請に当たってのQ&A

【2023.5.19現在】

6 「(5)代替医師派遣体制確保支援事業」について(令和5年5月7日まで対象)	
Q1.	派遣先医療機関が人材確保に必要な費用として支援を受けるのではなく、派遣元医療機関が、派遣医師を捻出できるよう、派遣元医療機関を支援するものという理解でよいか。
A.	お見込みのとおりです。 (2020/5/14)
Q2.	医療機関に属さない個人の医師に協力を依頼し、診療応援に来てもらった場合は補助をうけられるか。
A.	受けられません。 (2020/5/14)
7 「(6)休業等医療機関継続・再開支援事業」について(令和5年5月7日まで対象)	
Q1.	「新型コロナウイルス感染症患者が発生し、休業又は診療縮小した医療機関」とは、「職員に新型コロナウイルス感染者が発生したことにより、休業又は診療縮小した医療機関」も補助対象と考えてよいか。
A.	あくまでも、患者が新型コロナウイルス感染症に感染したことにより休業又は診療縮小した場合が対象です。 (2020/5/14)
Q2.	HEPAフィルター付き空気清浄機について、購入額の上限が905,000円で、対象経費は2分の1かつ補助率は10分の10とあるが、905,000円の製品を1台購入した場合、補助を受けられる金額は、452,500円という理解でよいか。
A.	お見込みのとおりです。なお、905,000円を超える機器は対象外です。 (2020/5/14)
Q3.	消毒費用について、総事業費の上限が600,000円で、対象経費は2分の1かつ補助率は10分の10とあるが、600,000円かかる消毒を行った場合、補助を受けられる金額は、300,000円という理解でよいか。
A.	お見込みのとおりです。なお、600,000円を超えるものは対象外です。 (2020/5/14)
8 「(7)重点医療機関等設備整備費補助事業」について(令和5年5月7日まで対象)	
Q1.	医療機器を購入する場合、入札をしなければならない等の購入方法に関する制限はあるか。
A.	購入予定価格が160万円を超える場合は原則として入札を行っていただく必要があります。なお、本事業の実施期間が終了し、都が補助金額を確定した後においても、現地調査等により補助金の適正利用が認められない場合(市場価格より高い価格での購入などが疑われる場合等)、補助金返還対象となり得るのでご注意ください。 (2020/5/14)
Q2.	超音波画像診断装置の機能を有した生体情報モニタを調達する場合、超音波画像診断装置で計上してよいか。
A.	該当機器の主たる機能に基づいて計上してください(この場合は、生体情報モニタ)。 (2020/5/14)
Q3.	調達機器の付属品については補助対象となるか。
A.	調達機器の動作に必要な不可欠な付属品については補助対象となりますが、補助基準額は本体の数量に含まれます。(生体情報モニタ本体1台に対し、スタンド、ケーブル類を含めて1,100,000円まで) (2020/5/14)
Q4.	令和2年度から4年度にも同事業の補助を受けているが申請は可能か。
A.	原則として、新規に重点医療機関の登録があった病院が補助対象です。設備整備費の補助により調達した医療機器等については、長期的(処分年限6年)に使用できることが前提となっているため、令和2年度から4年度に補助を行った病院については、令和5年度に新たに発生した事由により整備が必要となる場合に、補助対象となり得ます。 なお、補助対象となる費用は令和5年度の費用です。令和2年度から4年度にリースで対応し、令和5年度もリースを継続しなければ診療体制が確保できない設備については、令和5年5月7日までの経費について、補助対象として差し支えありません。 (2023/5/19更新)
Q5.	内示を受けた物品について、いつまでに納品する必要があるか。
A.	補助対象となる物品は事業実施期間までに納品していただく必要があります。つまり、事業実施期間を超えて納品された物品は補助対象外となりますのでご注意ください。 (2022/7/15)

9 「(8) 回復患者搬送体制確保事業」について	
Q1. 本事業の対象となる転院搬送について知りたい。	<p>以下の(1)～(3)にかかる搬送のうち、搬送元又は搬送先医療機関が搬送費用を負担した場合、補助の対象となります。なお、搬送元医療機関は、病床確保支援事業に参画する入院受入医療機関に限られます。</p> <p>A. (1) 新型コロナ患者の受入等のため、既に退院基準を満たした新型コロナ回復患者を、後方支援病院へ転院搬送する場合。 (2) 症状が軽快したものの退院基準を満たさない新型コロナ患者を、東京都が運営する酸素・医療提供ステーション又は高齢者等医療支援型施設へ転院搬送する場合。 (3) 救急外来等に搬送された新型コロナ患者のうち、入院の必要はないが経過観察等が必要なため、東京都が運営する酸素・医療提供ステーション又は高齢者等医療支援型施設へ転院搬送する場合。</p> <p style="text-align: right;">(2023/1/26更新)</p>
Q2. 「新型コロナウイルス感染症患者の転院等受入のための後方支援病院」に参画することはできるか。	<p>A. 可能ですが、後方支援病院に係る支援金事業は、本事業同様に感染拡大期についてのみ実施予定です。別途、指定に向けた手続きをご案内する必要がありますので、同課感染症医療整備担当(03-5320-4547)まで個別にお問い合わせください。</p> <p><参考: 新型コロナウイルス感染症患者の病態に応じた転院受入れについて> https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/kouhoushienn.html</p> <p style="text-align: right;">(2023/5/19更新)</p>
Q3. 民間救急車および介護タクシーによる転院搬送は、本事業の対象になるか。	<p>A. 対象となります。 対象患者名・搬送元・搬送先・病院で支払ったことがわかる領収書等の提示が必要となります。</p> <p style="text-align: right;">(2022/7/15)</p>
Q4. 看護師等医療従事者が同乗していなければ補助対象にならないか。	<p>A. 医療従事者の同乗は必須ではありません。</p> <p style="text-align: right;">(2022/7/15)</p>
Q5. 実施要綱の実施期間にある「別に定める感染拡大時のみ実施」の感染拡大時の定義を教えてください。また、感染拡大時はどのように周知されますか。	<p>A. 感染者数や医療提供体制の逼迫状況等から総合的に判断の上、病院情報交換会等で周知することを想定しています。</p> <p style="text-align: right;">(2023/5/19)</p>
Q6. 令和5年4月1日から令和5年5月7日までの期間に既に実施済の場合も補助対象外となりますか。	<p>A. 対象となります。ただし、五類移行後は感染拡大時のみ対象となるためご注意ください。</p> <p style="text-align: right;">(2023/5/19)</p>
10 「(9) 新型コロナウイルス感染症患者受入体制確保補助事業」について	
Q1. 実施要綱にある「新型コロナウイルス感染症患者の入院を新たに受け入れる医療機関」とはどんな医療機関ですか。	<p>A. 令和5年3月17日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」に基づき都が策定する「移行計画」において、都から新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる確保病床を割り当てられていない医療機関のうち、新型コロナウイルス感染症患者の入院を受け入れる医療機関を補助対象とします。また「移行計画」の「確保病床後半」において、中等症1および軽症で報告をいただいている医療機関も補助対象とします。</p> <p style="text-align: right;">(2023/5/19)</p>
Q2. 有床診療所は対象ですか。	<p>A. 都内の病院のみが対象であることから、有床診療所は対象外です。</p> <p style="text-align: right;">(2023/5/19)</p>
Q3. 自院ではコロナ患者の新規受入は行っておらず、都の入院調整や救急搬送、直接来院などのコロナ患者の新規入院受入は応じていないが、既に入院している患者がコロナに院内感染したときは、他院へ転院させず引き続き入院させています。対象医療機関に該当しますか。	<p>A. 該当します。</p> <p style="text-align: right;">(2023/5/19)</p>

補助金申請に当たってのQ&A

【2023.5.19現在】

Q4. 外来に来院したコロナ疑いの患者を一時的に入院させ、陽性判明後は他院へ転院させている場合、対象医療機関に該当しますか。

A. 該当しません。陽性判明後も引き続き、自院で入院を継続する場合は該当します。

(2023/5/19)

Q5. 現在、コロナの確保病床を有しているが、緊急整備事業の病床確保料調整の結果、病床確保料が不支給になりました。この場合、対象医療機関に該当しますか。

A. 病床確保料が不支給の場合は、対象医療機関に該当します。

(2023/5/19)

Q6. 補助対象となる経費にはどのようなものがありますか。

A. (1)新型コロナウイルス感染症患者の入院に対応するための院内感染拡大防止費又は入院受入体制確保費として、委託料、賃借料、使用料、報酬費、備品購入費、消耗品費、その他、都が必要と認める費用の実費額を補助対象とします。
(2)新型コロナウイルス感染症患者の入院体制を確保するため、通常以上の看護師又は介護職員の人員配置を行った場合の person fee を、1人1時間あたり2,760円を限度に補助します。ただし、新型コロナウイルス感染症患者の入院病床で勤務した時間に限りです。ただし、(1)は令和5年4月1日から、(2)は令和5年5月8日から補助対象となります。

(2023/5/19)

Q7. 対象経費の範囲となる期間はいつからいつまでですか。

A. 事業実施期間中(令和5年4月1日から令和5年9月30日まで)に生じた経費が対象です。ただし、人件費に係る経費は令和5年5月8日から令和5年9月30日までに生じた経費とします。

(2023/5/19)

Q8. 事業実施期間内に納品を終える必要があるか。

A. 納品や工事を伴う取引は、事業実施期間内にこれらを完了したものが対象経費になります。

(2023/5/19)

Q9. 令和5年5月8日時点で確保病床を有していたがその後廃止した場合、対象医療機関に該当しますか。

A. 確保病床を有していた期間に生じた人件費及びその他の経費は、対象外となります。ただし、廃止後に生じた人件費及びその他経費は補助対象とします。

(2023/5/19)

Q10. これまで確保病床を有しておらず、今後も確保病床は有しないが、事業実施期間の途中でコロナ陽性者の新規入院受入を開始することとしました。この場合の対象経費は、コロナ陽性者の新規入院受入開始後に生じた経費ですか。

A. これまで確保病床を有していなかった病院は、院内感染対策や入院体制の構築が必要となることから、事業実施期間中に生じた費用であれば、入院受入開始前に生じた費用でも対象経費になります。ただし、人件費は新規入院受入開始日以後の勤務に対するものを対象とします。(以下表参照)

	事業実施期間		確保病床の有無		
	人件費	人件費以外	※病床確保料の対象期間は、本補助金の対象外です。		
R5.4	実施 期間外	○	有	有	無
R5.5	5/8以降が実 施期間	○	有	途中で廃止	無
R5.6 ~9	○	○	有		無
補助対象			全期間が補助 対象外	人件費：事業実施期間（5/8～9/30）のうち、確保病床を有しない期間中の勤務日が補助対象。 人件費以外：事業実施期間（5/8～9/30）のうち、確保病床を有しない期間中に支払いかつ納品又は工事が完了した費用が補助対象。	人件費：事業実施期間（5/8～9/30）中の勤務日が補助対象。 人件費以外：事業実施期間（4/1～9/30）中に支払いかつ納品又は工事が完了した費用が補助対象。

(2023/5/19)

補助金申請に当たってのQ&A

【2023.5.19現在】

Q11. 交付決定前に契約した場合でも対象になりますか。

A. 交付決定前の契約でも対象になります。

(2023/5/19)

Q12. 人件費はどのようなものが対象経費となりますか。

A. コロナ患者の入院受入に対応するため、通常以上の看護師又は介護職員を配置した場合(新規採用や配置替えにより人数を増やした場合や、コロナ病床に専従化させた場合)に、当該増員または専従化した医療従事者の基準額(勤務1時間当たり2,760円)に新型コロナウイルス感染症患者の入院病床で勤務した時間を乗じた額が対象経費となります。なお、コロナ患者の入院受入対応のために通常以上の人員配置を行った看護師又は介護職員が分かるよう、対象者を明示した人員配置図や職員一覧等を併せて提出してください。

(2023/5/19)

Q13. 直接雇用していない職員は対象ですか。

A. 直接雇用していない場合は対象外です。

(2023/5/19)

Q14. 入院受入体制確保費・院内感染拡大防止費はどのような費用が対象になりますか。

A. 消毒・清掃・リネン交換等の委託費、感染性廃棄物処理費、個人防護具等の購入費、その他入院施設における消耗品費及び備品購入費等の取得及び設置費用などが対象です。

(2023/5/19)

Q15. 交換部品、消耗品、修理費用は対象ですか。

A. 空気清浄機やHEPAフィルター付きパーテーション等、コロナ陽性患者の入院体制確保や、院内感染拡大防止に必要な機器の交換部品、消耗品、修理費用は補助対象です。

(2023/5/19)

Q16. 令和5年4月1日より前に契約し、事業実施期間中に購入した備品等は補助対象ですか。

A. 令和5年4月1日以降に契約したものを補助対象とします。

(2023/5/19)